

監 査 報 告 書

地方独立行政法人りんくう総合医療センター
理事長 八木原 俊克 様

監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センターの第6期事業年度（平成28年（2016年）4月1日から平成29年（2017年）3月31日まで）の業務及び会計について監査を行いました。

その結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1 監査の方法の概要

監事は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター監事監査規程に従い、理事会に出席し、その他重要な会議の議事録を閲覧したほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な文書を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

理事と法人間の利益相反取引の有無、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施の有無、重要な財産の取得・処分及び管理についてその内容、法令違反行為または業務上の事故の有無等に関しては、上記の監査の方法のほか、理事等から報告を求め、当該事項の状況を調査いたしました。

2 監査の結果

各項目別にみた監査の結果は、次のとおりです。

- (1) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査方法及び監査結果については、相当であると認めます。
- (2) 事業報告書については、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書については、法令等に従い、法人の財政状態及び経営成績を正しく示しているものと認めます。
- (4) キャッシュ・フロー計算書については、法令等に従い、各活動区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 損失の処理に関する書類（案）については、法令等に適合しており、かつ法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (6) 行政サービス実施コスト計算書については、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。
- (7) 附属明細書については、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (8) 決算報告書については、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (9) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得・処分及び管理、法令違反行為または業務上の事故等においても、理事の重大な義務違反は認められませんでした。

以 上

平成29年6月14日

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

監 事 池 田 崇 志 ㊟

監 事 小 松 知 史 ㊟